

# 藤沢市ホームページリニューアル業務要求仕様書

## 1. 業務名

藤沢市ホームページリニューアル業務

## 2. リニューアル（再構築）の目的

当市のホームページは、2014年（平成26年）の構築から約10年が経過している。

この間、コンテンツページの増加や、トップページを含む階層（サイトマップ）等の複雑化などにより、当市ホームページは「見やすい」「分かりやすい」サイト構成とは言えない状況となっている。また、近年の情報通信技術の進展に伴うユーザーニーズの多様化により、様々な利用者から「必要な情報に、スムーズにたどり着くことができない」といった意見が寄せられており、目的のページにたどり着きにくい状況にもある。

本業務では、「どんな人にも伝わるホームページ」を前提に「ユーザビリティの向上」や「パーソナライズされた情報の提供」を目指すとともに、時代の変化に追従して素早く対応することができるホームページのリニューアルを実施する。

## 3. ホームページにおける現状の課題

2023年（令和5年）10月から11月にかけて、藤沢市ホームページ上で実施したアンケート調査の結果では、改めて以下の課題が浮き彫りとなった（結果報告書の内容を一部抜粋）。詳細は、別添「藤沢市ホームページ現状評価調査結果報告書（概要版）」を参照すること。

- ・「求めている情報の探しやすさ」「サイトデザインの見やすさ」「情報のわかりやすさ」に対して、不満がある。
- ・「催し（イベント）情報が見つけにくい」「必要な情報にたどり着けない」といった意見が多い。
- ・「藤沢市の新しい情報」に対するニーズが男性から高い。
- ・「情報入手の手軽さ・手早さ」「子育てに役立つ情報」に対するニーズが女性から高い。

既述の「2. リニューアル（再構築）の目的」を達成させることに加え、これらの課題についても解決すること。

## 4. 基本事項

### （1）業務概要

- ア リニューアルに伴う総合的なコンサルティング
- イ CMSの導入構築
- ウ 各種デザイン、テンプレートの作成
- エ 現行ホームページコンテンツの移行
- オ 運用マニュアル（操作マニュアル）の作成
- カ 職員操作研修の実施
- キ 機器等の保守・運用支援

### （2）基本方針

システムを整備するに当たり、利用者が目的とする情報を探しやすいトップページを

実現するとともに、職員がホームページを重要な広報ツールとして活用できるよう、ページ作成過程をシステム化し、情報提供の迅速化と内容の充実を図ることとしたい。このことを実現するために以下の各事項に基づき本業務を実施すること。

ア 当市の魅力を伝えるホームページのデザイン及びコンテンツを提供すること

シティプロモーションの視点から、当市の魅力を効果的に伝えるデザイン及びコンテンツをホームページに反映することにより、シビックプライドの醸成を図る。なお、デザインについては、利用者が情報を探しやすく、スマートフォンユーザーにも使いやすいボタン配置とする。

イ あらゆる利用者が支障なく利用できるようにすること

リニューアルしたホームページは「JIS X 8341-3 : 2016 (高齢者・障害者等配慮設計指針-情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス第3部: ウェブコンテンツ)」及び「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック (デジタル庁・2023年11月10日版)」といったウェブアクセシビリティに関する規格等の要件を満たすものとする。また、その他当市が指示する要件を満たすものとする。

ウ 利用者の誰もが目的の情報に簡便かつ快適にたどりつけるようにすること

利用者の視点に基づいた関連ページへの誘導・サイト構造設計や、利用者の利便性を重視し、利用者が求めている情報に簡便かつ快適にたどりつけるようにする。また、サイト内検索機能を活用し、利用者が求める的確な検索結果が表示されるようにする。

エ 職員が簡単にページの作成・管理等ができるようにすること

本業務で導入するCMSは、ホームページ制作に関する知識や技術のない職員でも、必要とする情報にアクセスしやすいページ作成・更新・管理等の作業を簡単に行うことができるようにする(例: 画像の挿入や目次の作成機能等)。特に、職員がHTMLのソース編集を行うことなく「JIS X 8341-3 : 2016」に準拠したページ作りが可能な仕組みとすることにより、職員のページ作成・更新作業の負担を軽減する。さらに、リンク切れや掲載期限切れのページを自動的に管理することより、ホームページの管理を行う職員の負担を軽減する。

オ 災害発生等の緊急時に情報を提供できるようにすること

重要なお知らせ情報の掲載から災害発生時の対応まで、緊急事態において正確な情報を即座に分かりやすく提供することが可能なホームページを設計する。

カ 拡張性の確保及び柔軟性の高い保守運用対応を実現すること

本業務で構築するCMSは、運用開始後に機能向上やホームページの構造変更等を柔軟に行えるとともに、将来的なシステムの拡張性を考慮するものとする。また、本業務の受託業者は、データのバックアップ、OSのアップデート等の定期的な保守を実施するとともに、機能向上のための対応を行うものとする。

キ 市民ポータルサイト「ふじまど」への連携をできるようにすること

当市で運用している市民ポータルサイト「ふじまど」(<https://fujisawacity-portal.jp/ctz>)では、市民からの問い合わせについてフォーム形式で受付を行っている。そのため、リニューアル後のホームページからの問い合わせについても、市民ポータルサイト「ふじまど」に誘導することを想定しているため、各ページからリンク形式での遷移に対応できるようにするなど、連携について検討すること。なお、連携にあたってホームページ側で要する費用については、全て本業務委託費用に含むこと。

ク リニューアル後も細部の修正、変更が容易であること

社会情勢及びそれに伴うホームページへのニーズの変化に対応できるよう、リニューアル後においても細部の修正や変更が容易であるホームページを設計する。

## 5. 契約期間

### (1) リニューアル業務

契約締結日から2024年（令和6年）12月31日

### (2) 運用保守管理業務

2025年（令和7年）1月1日から2025年（令和7年）3月31日

## 6. リニューアル後のホームページ公開日（予定）

2025年（令和7年）1月1日（水・祝）

なお、公開時間は協議の上決定する。

## 7. システム要件

### (1) システム環境・条件等

ア 公開サーバ及びCMSサーバは、保守性・耐障害性などを考慮し、セキュリティが確保されたデータセンター等、市役所庁舎外への設置またはASP/SaaSを利用するかを含めて、受託事業者が最適と思う構成とすること。その際には、最低限下記の条件を満たすこと。

- ・ハードウェア・ソフトウェア等のスペックは、稼働率、セキュリティ面、バックアップなども含め、なおかつ、今後、数年の利用増を見込み、最適なスペックと思われるものを選定すること。

- ・各サーバは、ウィルス対策を行うこと。また、常に最新のパターンファイルを保つこと。

- ・外部からの攻撃などを防御するために、万全なセキュリティ対策を行うこと。

- ・システム上で取り扱う情報の改ざん、漏洩を防ぐための暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。暗号化を用いる場合は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載されている方法を採用すること。なお、利用する鍵長については、「暗号強度要件（アルゴリズム及び鍵長選択）に関する設定基準」の規定に合致した鍵長を用いること。

- ・事業者が保守等のために管理者権限でアクセスする場合は、操作ログの記録や接続する端末及び操作者を特定し、アクセス制御や通信の暗号化などの不正アクセス対策を実施すること。また、マルウェア対策を実施すること。

- ・選挙時や災害時などアクセスが増加した場合でも、遅延なく閲覧できること。

- ・公開サーバは、障害発生時1時間以内に復旧すること。また、復旧までの間ミラーリングサーバにて運用できるような対策を行うこと。

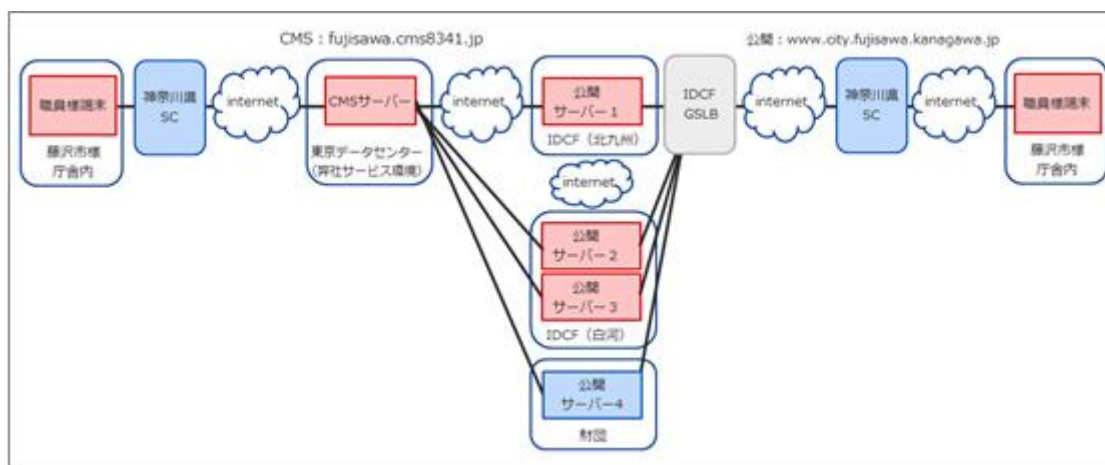
- ・CMSサーバは、障害発生時1日以内に復旧できるような対策を行うこと。

- ・バックアップは1日1回以上行うこと。また、バックアップデータはシステムとは別環境に保存するなど、ランサムウェア対策を行うこと。

イ 公開サーバのうち1台は当市で現在稼働中のサーバ（公開サーバ4）使用すること。

現在稼働中の公開サーバのスペックは次のとおりである。

【現状の構成図】



現行サーバ仕様

■ CMSサーバ

CPU : 仮想2コア  
MEM : 4GB  
HDD : 100GB

■ 公開サーバ1

CPU : 仮想4コア  
MEM : 8GB  
HDD : 215GB

■ 公開サーバ2

CPU : 仮想2コア  
MEM : 4GB  
HDD : 165GB

■ 公開サーバ3

CPU : 仮想2コア  
MEM : 4GB  
HDD : 165GB

■ 公開サーバ4 (藤沢市が指定するサーバ)

CPU : 仮想16コア  
MEM : 16GB  
HDD : 1TB

ウ 庁内クライアント環境からCMSサーバへは、神奈川情報セキュリティクラウド(KSC)を経由してインターネットからアクセスし、コンテンツを作成・更新する。更新したコンテンツは、CMSサーバから公開サーバに定時、もしくは随時にアップロー

ドされる仕組みとする。定時にアップロードする場合は最低でも1時間に1回はアップロードできること。ただし、深夜帯においてプログラムチェックなどの実行をする場合はその限りではない。構成は、システムの都合上変更する必要がある場合は、変更提案も可とする。

エ 利用者のパソコンのOSやブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、ホームページを閲覧できること。

オ 庁内クライアント環境からのアクセスが集中し、コンテンツ更新作業を行っても、作業効率を落とすことなく運用できるようシステム構築をすること。

カ 藤沢市が指定するサーバ管理者との調整は受託事業者が実施し、当市に報告すること。

キ Webアプリケーションの脆弱性によってWebサイトを改ざんされることのないよう、「ウェブアプリケーションのセキュリティ対策に関する仕様書」の内容を網羅すること。

## (2) CMSシステム構成・条件等

ア CMSシステムは、既に地方公共団体で稼働実績があること。また、別紙「CMS等基本機能要件表」の必須項目について全て対応できること。但し、カスタマイズ又は他のソフト、外部サービス等との連携を可とする。

イ 庁内クライアント環境からCMSサーバへは、SolitonSecureBrowser IIを通じ、ID、パスワード認証にてログインを行うこと。パスワードは十分な長さ（8文字以上推奨）とし、文字列は想像しにくいもの（アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等）に設定できること。なお、アクセスの際には、暗号化通信によるセキュリティを確保すること。また、CMSサーバへのアクセスは藤沢市グローバルIPのみ許可するものとする。

ウ クライアント環境は、Windows10Pro 及び Windows11Pro、ブラウザはSolitonSecureBrowser II以上で職員が作成・更新・管理業務が行えること。

エ 登録ユーザ数やページ数の増加によるライセンス料金が発生しないこと。ユーザ数は260アカウント、ページ数は25,000ページを上限として算出すること。

オ 導入後もカスタマイズ部分を含め可能な限り保守費用の範疇にて最新の機能を提供すること（可能な範囲を提案書に明記すること）。

## (3) 基本情報

ア リニューアル対象ホームページ

本業務で対象となる現行ホームページは、次に挙げるページ及びその配下のページである。

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

但し、次に挙げる現時点でのページ及びその配下ページは、CMSによる管理ではなく本ホームページからのリンクの管理のみとするが、新公開サーバに移行及び運用管理を行えるようにすること。

▼藤沢市民病院

・ <https://fujisawacity-hosp.jp/>

▼PC版広報ふじさわ

・ [https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/khf\\*\\*\\*\\*\\*/index.html](https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/khf*****/index.html)

▼スマートフォン版広報ふじさわ

・ [https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/sumafo/khf-s\\*\\*\\*\\*\\*/index.html](https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/sumafo/khf-s*****/index.html)

▼ FMアーカイブ音声ファイル

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kouhou/shise/koho/fm/archive/>

▼ 藤沢市議会

・ <https://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/index.asp>

▼ 藤沢バリアフリーマップ

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/barrier-freemap/>

▼ 藤沢市国民健康保険料試算ページ

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kokuhoshisan2/>

▼ 藤沢市アートスペース

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/bunka/FAS/>

▼ おいしい藤沢産

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/nousui/oishi/index.html>

▼ 藤沢市の行政評価

・ <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/gyozaisei/hyokasystem/top.htm>

イ 本市ホームページの公開ページ数（2024年（令和6年）3月現在）

約12,000ページ（PC版テキストページ、携帯ページ等含む）

ウ 本市ホームページの2022年度（令和4年度）の年間アクセス数

（ア）サイト全体22,519,256 ページビュー

（イ）トップページ1,633,646 ページビュー

エ 災害時を想定した瞬間アクセス数

約10,000アクセス

## 8. リニューアル仕様

### （1）コンサルティング

最終的なサイト構造、コンテンツファイル名、タイトル名、担当課などの一覧情報は本市にて決定するが、現状課題解決に向けた改善策及びデザインやサイト構造等については、本市に最適と思われるコンサルティングやアドバイスを行うこと。以下については、提案書に具体的な内容について記載すること。

ア アクセシビリティ全般に関すること。

イ 既存データの移行に関すること。

ウ ホームページの運用に関すること。

なお、本業務とは別にコンサルティング業務を実施し、別事業者が参加することとなるため、指示等があった場合には、適宜対応すること。ホームページリニューアルに向けて情報共有が必要なことから、ホームページリニューアル業務受託者、コンサルティング業務受託者及び本市の3者で定期的な打ち合わせを実施すること。

（参考）コンサルティング業務（別業務）内容

・ 公式ホームページとユニバーサルメニュー®の突合調査

・ ユーザビリティの向上と、パーソナライズされた情報を閲覧者に提供するための解決策の提案。

### （2）サイト設計

- ア 現行ホームページの課題やリニューアルの基本方針を示し、受託業者が今までの構築経験から最適と思われるサイト設計を行うこと。
- イ 目的とするコンテンツに原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- ウ 利用者にとっての使いやすさを優先し、タイトルからコンテンツの内容が想像できるラベリング・設計を行うこと。
- エ 主要な情報以外も、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。
- オ PC版、スマートフォン版のサイト設計を行うこと。
- カ メニューなど新ホームページに必要なページを新規作成すること。
- キ スマートフォン版のサイト構成を提案すること。また、それに必要なページも作成すること。

### (3) デザイン

現行ホームページの課題やリニューアルの基本方針を示し、受託者が最適と考えるデザインを作成すること。デザインについては、当市からの修正指示が完了するまで修正を行うこと。

#### ア トップページ

トップページは協議の上で決定すること。アクセシビリティに配慮しながらも、操作性を向上させるとともに、デザインの容易な変更を可能とすること。災害時のトップページのデザインも作成すること。サイズはパソコンの横幅は1200pxから1280pxを基本とするが詳細は打合せの上、決定する。

#### イ 基本デザインの作成

上記にて決定したトップページにあわせた本文用のテンプレート、ライブラリ、スタイルデザインを作成すること。ページに必要な要件は、タイトル情報、ナビゲーション(階層リンク)、各課の連絡先を付与すること。

なお、第2階層(目次ページ)以下は、プリントした場合に文字が切れる等の不具合が無いようにすること。

#### ウ テンプレートの作成

テンプレートデザインは、ある程度のHTML等の知識がある管理者であれば、変更や新規作成・追加が可能であること。デザイン・詳細は打ち合わせの上決定する。また、管理可能なテンプレート数に上限がないこと。

#### エ デザイン管理

デザイン管理サイト共通部分のデザインを修正した場合、簡易な操作で全体に反映ができるようにすること。

### (4) 付加機能

- ア 検索エンジン利用者がフリーワードでのサイト内検索ができるものを全ページに配置する。CMSの機能でなく、フリーの検索エンジンでも可とするが、広告表示等が出るもの、テンプレート内に表示できないものは不可とする。
- イ 文字の拡大縮小・コントラスト利用者がコンテンツ文字の拡大縮小及び背景色と文字色の切り替えをすることができること。
- ウ 音声読み上げ機能利用者が日本語での音声読み上げ機能を使用できるよう構築する

こと。なお、この機能については、利用者側PCでダウンロードが必要になるなど、煩雑な手順を必要としないものにする。

エ 多言語へのページ自動翻訳機能、やさしい日本語変換機能、ふりがな機能を搭載すること。なお、多言語対応については、英語、韓国語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語への対応を必須とする。

#### (5) 既存データの取り込み

決定したデザインテンプレートに既存コンテンツを取り込むこと。目次ページの作成や、見出しなどの構造設定やコンテンツの成型など、職員におけるページ作成の手間を極力省くよう配慮すること。また、データの移行スケジュールを明確にし、データ移行計画書やデータ移行ルールを予め各市と調整の上、移行を行うものとする。

既存コンテンツの提供はHTMLや画像などのファイルを2回提供し、データ移行後は各課への確認期間を設け、確認リストを提出すること。加えて、リニューアル業務でページ内のリンク切れが発生しないようリンク切れチェックを実施し、URLを変更する場合は新URLへのリダイレクト処理を実施すること。

なお、既存の移行コンテンツは、12,000HTML以内を予定しているが、今後移行コンテンツの精査を行い、移行コンテンツ数を示す予定である。リニューアル業務に含まれるコンテンツ移行費用については、実際に移行したコンテンツ数を応じた額を支払うものとする。

#### (6) 外部連携機能

現在藤沢市公式ホームページは下記の外部システムとの連携を行っている。

##### ア 藤沢市内の震度情報

藤沢市内の震度計から震度情報を受信し、震度3以上をホームページで表示するなど、仕組みを構築すること。なお、藤沢市内の震度情報のページを構築するにあたり、東日本電信電話株式会社との間で必要となる費用についても本業務範囲内で見込むこと。

##### イ 気象情報

一般財団法人日本気象協会から提供されるデータをもとに「津波・気象に関する警報・注意報」、及び「熱中症アラート」が自動で表示される仕組みを構築すること。なお一般財団法人日本気象協会との間で必要となる費用についても本業務範囲内で見込むこと。

#### (7) アクセシビリティ対応

リニューアル後のホームページは「JIS X 8341-3:2016」に示す、達成等級「AA」を目指すこととし、項目によっては等級「AAA」を満たすよう努力する。但し、等級「AA」達成基準を満たすことが困難な場合がある場合、各市と調整の上、対応を検討すること。なお、全ページについて、達成等級「A」の基準は必ず満たすこと。

また、本ホームページのリニューアル公開の前に、「JIS X 8341-3:2016」及びウェブアクセシビリティ基盤委員会の示す「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を実施すること。

#### (8) アクセシビリティガイドラインの作成

「2. リニューアル（再構築）の目的」及び「4. 基本事項」の内容を踏まえ、リニューアル時のサイト構成、ページデザイン等に適用する「藤沢市ホームページアクセシビ



リティガイドライン」を作成すること。なお、リニューアル後のホームページ運用時にも職員が利用できる内容とし、なるべく専門的な用語、表現を避け、ホームページ制作に関する知識や技術のない職員であっても、理解できるものとする。内容は打ち合わせの上、決定する。

#### (9) 操作マニュアルの作成

ア 新システムの操作マニュアルについては、最低限次の種類のマニュアルを作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作ができるよう、藤沢市独自にキャプチャ画像等を使用し、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルを作成・提供すること。また、(イ)及び(ウ)については、一種類にまとめることも可とする。

(ア) システム管理者向け操作マニュアル

(イ) コンテンツ作成者向け操作マニュアル

(ウ) 承認者向け操作マニュアル

イ 運用後に機能の追加や変更等があった場合には、マニュアルの差し替え等の対応をとること。また、当市で修正を行うことも考えられるため、編集可能なWORD形式にて納品すること。

#### (10) 操作研修

受託者は、システムの導入に伴い、次のとおり導入研修を実施すること。また、導入の翌年以降も年に1～2回の操作研修を行うこと。(150名程度を想定している)

ア 研修対象者

(ア) コンテンツ作成担当者150名程度(25名×6回)

(イ) 承認権限保持者125名程度(25名×5回)

(ウ) システム管理者及びサイト管理者(1回)

イ 研修方法

実機操作研修を行うこと。研修の内容、受講時間については、提案すること。

なお、研修の会場は当市会議室、使用するPC及びインターネット環境は当市で用意する。

ウ 研修資料

研修資料は、受託者で用意する。

### 9. 保守、運用支援

「7. システム要件」の項目を確認し、その機器等の内容を説明すること。なお、当市が想定している保守、運用支援の内容は次のとおりである。

#### (1) ソフトウェア保守

ア 機能追加等のバージョンアップ

イ JIS X 8341-3 に準拠するための支援

ウ システム操作等に関する相談・支援

エ 各種不具合・障害発生時における迅速な対応

オ その他、CMS稼働に必要な事項

#### (2) ハードウェア保守

ア メンテナンス時を除く24時間365日の運用・利用ができる保守体制

- イ ネットワーク、ハードウェア及びアプリケーション監視
- ウ 不正アクセス及び改ざん防止対策
- エ システム全般における脆弱性への対応
- オ データバックアップ

### (3) 組織改編支援

年度末および年度途中に実施する組織改編に伴う権限設定変更作業、コンテンツの所有者情報、電話番号、メールアドレス等の設定変更作業を行うこと。設定変更に必要な組織情報については利用者から提供する情報を元に、作業を実施すること。

### (4) その他運用支援

CMS操作・設定変更等の疑問には、Eメール及び電話（土曜・日曜・祝日を除く9時から17時）で対応すること。

### (5) 定期的な報告

サーバの稼働状況や、ホームページ上の課題等の情報共有を図ることを目的に、月1回を目安に、当市と定期的な打ち合わせを行うこと。

### (6) データ移行支援

契約を終了する場合は、システムに保存されたデータについて、CSVデータ等の汎用性のあるデータ形式に変換して提供すること。

## 10. 成果品

再構築完了後、次の書類等を提出すること。電子媒体については、文書データをCD-R等を使用し、1枚にまとめ納品すること。

- (1) システム機器構成書（印刷物1部、電子媒体）
- (2) システム設計書（印刷物1部、電子媒体）
- (3) システム管理者向け操作マニュアル（印刷物1部、電子媒体）
- (4) コンテンツ作成者向け操作マニュアル（印刷物1部、電子媒体）
- (5) 承認者向け操作マニュアル（印刷物1部、電子媒体）
- (6) HTMLページファイル一式
- (7) アクセシビリティガイドライン（印刷物1部、電子媒体）
- (8) 「8.（7）アクセシビリティ対応」に記載した試験結果資料として、達成基準チェックリスト及び実装方法チェックリスト（印刷物1部、電子媒体）

## 11. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請負わせることはできない。但し、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

## 12. その他

### (1) 追加提案

本業務の仕様は、現在当市が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的な立場から、他市の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は、この仕様に記載すること以外の提案をすること。

(2) 著作権

本業務で作成されたドキュメントやデータに関する著作権については、委託者と受託者に帰属するものとする。

(3) 地球温暖化対策への取組

藤沢市地球温暖化対策実行計画の趣旨を理解し、第5章の各取組項目を実施するよう努めること。

(4) 本仕様書に定めのない事項への対応本仕様書に定めのない事項については、協議の上決定する。

(5) 契約不適合責任

ア 業務完了後に、仕様書との不一致（バグも含む。以下「契約不適合」という。）が発見された場合、当市は受託者に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完（以下「追完」という。）を請求することができ、受託者は、当該追完を行うこととする。但し、当市に不相当な負担を課するものでないときは、受託者は当市が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

イ アにかかわらず、当該契約不適合によっても本契約の目的を達することができる場合であって、追完に過分の費用を要する場合、受託者は前項所定の追完義務を負わないものとする。

ウ 当市は、当該契約不適合（受託者の責めに帰すべき事由により生じたものに限る。）により損害を被った場合、受託者に対して損害賠償を請求することができる。

エ 当該契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、当該契約不適合により本契約の目的を達することができないときは、当市は本契約の全部又は一部を解除することができる。

オ 受託者が本項に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、業務完了後1年以内に当市から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。但し、検収完了時において受託者が当該契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は当該契約不適合が受託者の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

カ ア、ウ及びエの規定は、契約不適合が当市の提供した資料等又は当市の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、受託者がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。

以 上